



(資料 60-3)

13新情個議第 6 号

平成14年 2月 1日

新宿区長 小野田 隆 殿

新宿区情報公開・個人情報保護審議会

会長 寄本 勝



個人情報の保護に関する審議結果について（通知）

平成14年 1月23日付け、13新総総第1749号で諮問のあった事項について、審議の結果を下記のとおり答申します。

記

	諮問事項	審議結果
1	国民年金保険料免除基準見直しに伴う税務情報項目の追加について	適正と認め、承認する。
2	社会保険庁年金情報検索システムの利用について	適正と認め、承認する。



## 件名 社会保険庁年金情報検索システムの利用について

担当課	区民部国民年金課
業務の名称	国民年金被保険者の情報収集
結合される情報項目	<p>1 国民年金被保険者原簿情報 (現存第1号被保険者)</p> <p>(1) 基本情報  ①基礎年金番号 ②生年月日 ③性別 ④カナ氏名 ⑤漢字氏名 ⑥カナ通称名  ⑦漢字通称名 ⑧外国人区分 ⑨郵便番号 ⑩住所</p> <p>(2) 資格記録  ①資格取得年月日 ②種別 ③取得理由 ④資格喪失年月日 ⑤喪失理由  ⑥喪失原因</p> <p>(3) 納付記録  ①年度 ②納付状況 (4年度分) ③被保険者期間 ④納付月数 ⑤付加月数  ⑥全額免除月数 ⑦学生納付特例月数 ⑧半額免除月数 ⑨未納月数</p> <p>2 第2号被保険者喪失情報</p> <p>①基礎年金番号 ②生年月日 ③性別 ④カナ氏名 ⑤漢字氏名 ⑥喪失年月日  ⑦喪失した年金制度 ⑧郵便番号 ⑨住所</p>
結合の相手方	社会保険庁 (社会保険業務センター)
結合する理由	地方分権一括法の施行により、平成14年4月から区では被保険者名簿を持たなくなる。そこで、法定受託事務を円滑に遂行するため、社会保険庁が提供する情報をパソコンを利用して収集する。
結合形態	社会保険業務センターに設置するサーバーへ区設置のパソコンからISDN回線を通じ照会し、必要な情報の提供を受ける。 情報の提供方法は、①オンラインによる提供 (全国の被保険者情報) ②オフラインによる提供 (新宿区の被保険者情報情報を月1回サーバーからダウンロードする) の2通りがある。 新宿区では、特別出張所各1台、本庁舎5台、計15台のパソコンを設置する予定である。
結合の開始時期と期間	平成14年4月から
情報保護対策	個人情報保護については、目的外使用の禁止、第三者への提供の制限、パソコン運用の取り決めについて社会保険庁と覚書を締結する。 ISDNの閉域接続サービス (RALS) を利用し、あらかじめ登録した電話番号以外の受信を規制する。 システムの利用は、専用ICカードを使用して、パスワードにより担当職員以外のアクセスを防止する。